

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成23年11月11日

金 曜 日

第 3396 号

目 次

告 示

○特定猟具使用禁止区域の指定	1
○休猟区の指定	2
○救急病院の認定	3
○道路の区域変更	
○道路の供用開始	4

公 告

○平成24年富山県准看護師試験の実施	
○都市計画の変更案の縦覧	5

公安委員会公告

○年少射撃資格の認定のための講習会の開催	7
----------------------	---

告 示

富山県告示第418号

特定猟具使用禁止区域の指定について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により公示し、平成23年11月15日から施行する。

平成23年11月11日

富山県知事 石 井 隆 一

名称	区域	存続期間	禁止に係る特定猟具の種類
山田特定猟具使用禁止区域	別紙図面に表示する区域	平成23年11月15日から平成33年11月14日まで	銃器

高塚特定猟具使用禁止区域	同上	同上	同上
神通川左岸特定猟具使用禁止区域	同上	同上	同上
福沢特定猟具使用禁止区域	同上	同上	同上
国東橋特定猟具使用禁止区域	同上	同上	同上
国条橋特定猟具使用禁止区域	同上	同上	同上
砺波東部特定猟具使用禁止区域	同上	同上	同上
庄川特定猟具使用禁止区域	同上	同上	同上

（「別紙図面」は、省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。）

（自然保護課）

富山県告示第419号

休猟区の指定について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により次のとおり休猟区を指定するので、同条第3項の規定により公示し、平成23年11月15日から施行する。

平成23年11月11日

富山県知事 石 井 隆 一

名称	区域	存続期間
津沢休猟区	別紙図面に表示す	平成23年11月15日から平成26年11

桑山休猟区	る区域	月14日まで
東福寺休猟区		
音川西休猟区		
鍋谷休猟区		
宿坊休猟区		

（「別紙図面」は、省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。）

（自然保護課）

富山県告示第420号

救急病院の認定について

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として、次のとおり認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成23年11月11日

富山県知事 石 井 隆 一

名 称	所 在 地	開設者	認定有効期間
あさひ総合病院	下新川郡朝日町泊477番地	朝日町	自 平成23年11月8日 至 平成26年11月7日

富山県告示第421号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において11月11日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成23年11月11日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メー トル	延 長 メー トル	縦覧場所
県道 富山立山魚津 線	中新川郡上市町郷柿沢1587番から	変更前		最大 15.5 最小 7.5	164.0	富山土木 センター 立山土木 事務所
	中新川郡上市町郷柿沢 225番 2 まで	変更後		最大 16.0 最小 10.1	164.0	

富山県告示第422号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において11月11日から1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成23年11月11日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 三室荒屋富山 線	富山市本郷町字水懸割 124番 1 から 富山市本郷町字水懸割96番 1 まで	平成23年11月11日	富山土木 センター
県道 富山立山魚津 線	中新川郡上市町郷柿沢1587番から 中新川郡上市町郷柿沢 225番 2 まで	平成23年11月11日	富山土木 センター 立山土木 事務所

~~~~~  
公 告  
~~~~~

平成24年富山県准看護師試験の実施

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第 203号）第18条の規定により、平成24年富山県准看護師試験を次のとおり実施するので、保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号）第19条の規定により告示する。

平成23年11月11日

富山県知事 石 井 隆 一

1 試験日

平成24年 2 月 16 日（木）

2 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

3 試験時間

午後 1 時から午後 3 時30分まで

4 試験場所

富山市新総曲輪 2 番21号

富山県農協会館

5 受験手続

(1) 受験願書の受付期間

平成23年12月12日（月）から同月16日（金）まで

なお、郵送による場合は、平成23年12月16日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(2) 受験願書の提出先

〒 930－8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県厚生部医務課

6 その他

詳細については、富山県厚生部医務課保健看護係（電話076－444－3220）に問い合わせること。

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により次のとおり都市計画を変更しようとするので、同法第21条第 2 項において準用する同法第17条第 1 項の規定により公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、県に意見書を提出することができる。

平成23年11月11日

富山県知事 石 井 隆 一

1 都市計画の種類及び名称

（種類） 富山高岡広域都市計画道路

（名称） 3・4・2 3 4 号 富山南線

2 都市計画を変更する土地の区域

富山市栗山字楮原割、栗山字島割、栗山字沢下割、惣在寺、福居及び下大久保字八番割の各一部

ただし、別紙図面表示のとおり。

3 都市計画の変更案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成23年11月14日から平成23年11月28日まで

(2) 場所

富山県土木部都市計画課

富山市都市整備部都市政策課

富山市大沢野総合行政センター建設課

（「別紙図面」は、省略し、3 の(2)に掲げる縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により次のとおり都市計画を変更しようとするので、同法第21条第 2 項において準用する同法第17条第 1 項の規定により公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、県に意見書を提出することができる。

平成23年11月11日

富山県知事 石 井 隆 一

1 都市計画の種類及び名称

(種類) 大沢野都市計画道路

(名称) 3・4・8号 富山南線

2 都市計画を変更する土地の区域

富山市福居、塩、塩字下野割、塩字沼割、塩字内割、中大久保幅野割、岩木新、西塩野、加納、加納字天神野割、稲代、下夕林、下夕林字大風除割、長走、長走字開割、長走字堀田大林割、長走字堀田割、長走字大林割、長走字基本割、長川原、長川原字不動前、長川原字表ノ平、長川原字表平、須原字向山、須原字ハヶ尻、須原字木船島、須原字七人塚、須原字西ノ奥、須原、須原字上井山、須原字稗典、須原字大滝、西笹津字大平、西笹津字土屋野平、割山字西ノ谷、割山字村牧、割山字又場、割山字土田、楡原、楡原字西下島及び楡原字中尾谷の各一部

ただし、別紙図面表示のとおり。

3 都市計画の変更案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成23年11月14日から平成23年11月28日まで

(2) 場所

富山県土木部都市計画課

富山市都市整備部都市政策課

富山市大沢野総合行政センター建設課

(「別紙図面」は、省略し、3の(2)に掲げる縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

年少射撃資格の認定のための講習会の開催

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第9条の14第1項の規定により、年少射撃資格の認定のための講習会を次のとおり開催する

ので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第29条第1項の規定により公告する。

平成23年11月11日

富山県公安委員会委員長 田 中 一 郎

1 講習会の日時及び場所

日	時	場 所
平成23年12月4日（日）	午前10時 ～午後4時	南砺市荒木1550番地 南砺市役所福光行政センター

2 受講対象者

法第9条の13第1項の規定による年少射撃資格の認定を受けようとする者で、年齢が14歳以上18歳未満の者

3 受講手続

(1) 申込書の提出

受講を希望する者は、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）第81条の規定による、年少射撃資格講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に本人の写真（申込書提出前6箇月以内に撮影した無帽、正面上三分身、無背景で、縦36mm×横24mmの大きさのもの）2枚を添え、住所地を管轄する警察署を経由して富山県公安委員会に提出すること。

(2) 申込書の提出期限

平成23年11月21日（月）

(3) 受講手数料

9,700円分の富山県収入証紙を納付書に貼り付けて納入すること。

4 考査の実施

講習の終了後、受講者に対しその場で考査を行い、当該講習事項に関し必要な知識を修得したと認められる者に対して、講習修了証明書を交付する。

5 その他

(1) 受講に当たっては、筆記用具を携行すること。

(2) 詳細については、住所地を管轄する警察署へ問い合わせること。